

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例 (26) ..... 1
- 世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例 (27) ..... 2
- 規 則**
- 世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (72) ..... 2
- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (73) ..... 2
- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則 (74) ..... 2
- 世田谷区通知カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則 (75) ..... 2
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (76) ..... 3
- 勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則 (77) ..... 3
- 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (78) ..... 3
- 世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則 (79) ..... 3
- 訓 令 甲**
- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正 (42) ..... 3
- 世田谷区勤務訓令の一部改正 (43) ... 3
- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正 (44) ..... 4
- 告 示**
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (370) ..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (371) ..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用廃止の告示 (372) ..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (373) ..... 4
- 令和2年第1回世田谷区議会臨時会招集の告示 (374) ..... 4
- 地方自治法に基づく児童自立支援施設に係る事務の委託に係る規約の告示 (375) ..... 4
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める区道指定の告示 (376) ..... 4
- 令和2年第1回世田谷区議会臨時会案件追加の告示 (377) ..... 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (378) ..... 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (379) ..... 5

- 世田谷区立中町区民集会所の供用中止の告示 (380) ..... 5
- 令和2年第1回世田谷区議会臨時会案件追加の告示 (381) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (382) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (383) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (384) ..... 5
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示 (385) ..... 5
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (386) ..... 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (387) ..... 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (388) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (389) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (390) ..... 6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (391) ..... 6
- 地方自治法に基づく予算の公表 (392) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (393) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (394) ..... 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (395) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (396) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (397) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (398) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (399) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (400) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (401) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (402) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (403) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (404) ..... 7
- 令和2年4月21日世田谷区告示第354号の一部を訂正する告示 (405) ... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (406) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (407) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更及び供用開始の告示 (408) ..... 8
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める区道指定の告示 (409) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (410) ..... 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (411) ..... 8
- 子ども・子育て支援法に基づく地域型保育を行う事業者の確認の告示 (412) ..... 8
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (413) ..... 8
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (414) ..... 8
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (415) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (416) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (417) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (418) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (419) ..... 9
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示 (420) ..... 9
- 公 告**
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (34) ..... 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (35) ..... 9
- 告 示 (選)**
- 世田谷区選挙管理委員会会計年度任用職員の報酬の額の告示 (6) ..... 9
- 告 示 (農)**
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (5) ..... 9

## 条 例

次に掲げる条例を公布する。  
 令和2年5月1日  
 世田谷区長 保坂展人

**世田谷区条例第26号**  
 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 世田谷区国民健康保険条例(昭和34年11月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。  
 付則に次の3条を加える。  
 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)  
 第8条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ

等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（5円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する金額（50銭未満の端数があるときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額（5円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する金額（50銭未満の端数があるときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額）を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。  
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第9条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第10条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、その受けができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により区が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例による改正後の世田谷区国民健康保険条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

次に掲げる条例を公布する。

令和2年5月21日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区条例第27号

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

世田谷区介護保険条例（平成12年3月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及び令和2年度の各年度」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号から第4号までの規定にかかわらず、令和2年度における保険料の減額賦課に係る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項第1号又は第2号に掲げる者 23,220円
(2) 第1項第3号に掲げる者 38,700円
(3) 第1項第4号に掲げる者 54,180円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例による改正後の世田谷区介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和2年5月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第72号

世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区国民健康保険条例施行規則（昭和34年11月世田谷区規則第10号）の一部を次のように改正する。

付則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付し、付則に次の2項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給申請)

3 条例付則第8条の規定により、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給を受けようとする者は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金支給申請書に区長が別に定める書類を添えて、区長

に提出しなければならない。

- 4 区長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査し、支給が適当と認めるときは新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金支給決定通知書により、不適當であると認めるときは新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金不支給決定のお知らせにより申請者に通知する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和2年5月25日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第73号

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第74号

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第75号

世田谷区通知カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）の一部を次のように改正する。

第19条の2の表住民記録・戸籍課の部住民票集中管理・住居表示担当係長の項第3号中「、通知カードの再交付」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区公印規則（平成元年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表4の部17の項中「、通知カード」を削り、同部18の項中「、通知カード用」を削り、同部19の項及び20の項中「通知カード用及び」を削り、同表6の部14の項中「、通知カード」を削り、同部15の項中「、通知カード用」を削り、同部16の項及び17の項中「通知カード用及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区通知カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区通知カードの交付等に関する規則（平成27年9月世田谷区規則第68号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区個人番号の指定の請求等に関する規則

第1条中「通知カードの交付等」「個人番号の指定の請求等」に、「及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。）」を「その

他の法令」に改める。  
第4条及び第5条を削る。  
第6条中「法第7条第6項の規定による」を「通知カードの紛失の」に、「通知カード再交付等申請・届出書」を「通知カード紛失・返納届出書(第2号様式)」に改め、同条を第4条とする。

第7条の見出し中「届出書」を「届出」に改め、同条本文中「令第5条第2項又は第3項の書面」を「通知カードの返納の届出」に、「通知カード再交付等申請・届出書」を「通知カード紛失・返納届出書に通知カードを添えて区長に提出して行うもの」に改め、同条ただし書中「これ」を「通知カード紛失・返納届出書」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「若しくは第4条に規定する再交付申請書の提出、第5条若しくは第6条」を「、第4条」に、「第7条」を「前条」に改め、同条を第6条とする。

第9条を第7条とする。  
第2号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式の規定に基づき作成された様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

次に掲げる規則を公布する。

令和2年5月29日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第76号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第77号

勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第78号

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区規則第79号

世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年1月世田谷区規則第3号)の一部を次のように改正する。

第21条第4号中「職員団体合会等参加期間」という。)の次に「、同項第2号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第10条第1項の規定により非常勤の消防団員と兼職することを認められた会計年度任用職員が消防団員としての活動を行う期間(以下「消防団員活動期間」という。)、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則第2条第1項第5号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、講演会等を聴講した期間(以下「講演会等聴講期間」という。)又は同項第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、骨髄等の提供に要した期間(以下「骨髄等提供期間」という。)」を加える。

第23条第1項第6号中「職員団体合会等参加期間」の次に「、消防団員活動期間、講演会等聴講期間、骨髄等提供期間」を加え、「症状等に対応する措置として」を「女性の会計年度任用職員が」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則

勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則(平成6年9月世田谷区規則第105号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

一時保護業務手当	
----------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例(令和元年12月世田谷区条例第56号)のうち世田谷区出張所設置条例(昭和40年3月世田谷区条例第2号)別表第2世田谷区成城まちづくりセンターの項の改正規定の施行期日は、令和2年6月15日とする。

世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則

世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則(平成6年7月世田谷区規則第90号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項第4号ウ(イ)中「隠れた瑕疵(構造耐力)」を「瑕疵(住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第5項に規定する瑕疵をいい、構造耐力)」に改め、同号ウ(イ)A中「第2条第3項」を「第2条第4項」に、「第570条において準用する同法第566条第1項」を「第415条、第541条、第542条、第562条及び第563条」に改め、同号ウ(イ)B中「隠れた瑕疵」を「瑕疵」に改め、同項第7号ただし書中「政令第42条の2の2第2項第7号」を「同項第7号」に改め、同号イ中「隠れた瑕疵」を「瑕疵」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第42号

庁 中 一 般

世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

令和2年5月1日

世田谷区長 保坂展人  
別表4の部の次に次のように加える。

4の2 特別定額給付金担当部専管事案

課名	件 名	区 長 決 定	副 区 長 決 定	部 長 決 定	課 長 決 定
特別定額給付金担当課	1 特別定額給付金の給付に関する事。				1 特別定額給付金の給付を決定すること。

◎世田谷区訓令甲第43号

庁 中 一 般

世田谷区勤務訓令(令和2年4月世田谷

区訓令甲第41号)の一部を次のように改正する。

令和2年5月1日

世田谷区長 保坂展人  
別表PCR対応班の項の次に次のように加える。

特別定額給付金班	班長 特別定額給付金担当部長 副班長 特別定額給付金担当部特別定	特別定額給付金担当部 特別定額給付金担当課
----------	-------------------------------------	--------------------------

副班長	額給付金担当課長 生活文化政策部人権・男女共同参画担当課長	生活文化政策部人権・男女共同参画担当課
副班長	地域行政部住民記録・戸籍課長	地域行政部住民記録・戸籍課

◎世田谷区訓令甲第44号  
 庁 中 一 般  
 世田谷区事案決定手続規程（昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月25日

世田谷区長 保坂展人  
 別表9の部番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課の款2の項課長決定の欄第2号中「申請書及び」を削る。

告 示

◎世田谷区告示第370号  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年5月1日

世田谷区長 保坂展人  
 別紙省略

◎世田谷区告示第371号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年5月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
42-31
- 2 供用開始の区間  
世田谷区松原六丁目286番6
- 3 供用開始の区域  
延長 29.75メートル  
幅員 0.21メートルから  
2.22メートルまで  
面積 66.27平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年5月8日

◎世田谷区告示第372号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を廃止する。

この関係図面は、令和2年5月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
42-31
- 2 変更により廃止する区間  
世田谷区松原六丁目286番13
- 3 変更により廃止する区域

- 延長 0.70メートル
- 幅員 2.00メートル
- 面積 1.40平方メートル
- 4 供用廃止の期日  
令和2年5月8日

◎世田谷区告示第373号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年5月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
44-2
- 2 変更の区間  
世田谷区赤堤一丁目151番3の内
- 3 変更の区域  
延長 16.05メートル  
幅員 0.08メートルから  
0.41メートルまで  
面積 4.06平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年5月8日

◎世田谷区告示第374号  
 令和2年第1回世田谷区議会臨時会を下記により招集する。

令和2年5月8日

世田谷区長 保坂展人

記

- 1 招集する年月日  
令和2年5月13日（水）午後1時
- 2 招集する場所  
世田谷区議会議場
- 3 案 件  
(1) 議案  
世田谷区立太子堂区民センター改修他工事（令和2年度）請負契約

仮称世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事請負契約  
 世田谷区立教育総合センター新築工事請負契約  
 世田谷区立教育総合センター新築電気設備工事請負契約  
 世田谷区立教育総合センター新築空調設備工事請負契約  
 仮称世田谷区立花見堂複合施設新築工事請負契約  
 仮称世田谷区立花見堂複合施設新築電気設備工事請負契約  
 大六天橋耐震補強工事委託契約  
 変更  
 財産（区立小学校指導者用デジタル教科書（教材））の取得

財産（校務用パーソナルコンピューター（区立小学校及び区立中学校配置用））の取得  
 財産（大容量ポータブル蓄電池）の取得  
 世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

- (2) 報告  
議会の委任による専決処分の報告  
（世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館改築工事）  
議会の委任による専決処分の報告  
（世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館改築電気設備工事）  
議会の委任による専決処分の報告  
（世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館改築空調設備工事）  
議会の委任による専決処分の報告  
（世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館改築給排水衛生設備工事）  
議会の委任による専決処分の報告  
（車止め用ポール損傷事故に係る損害賠償額の決定）  
議会の委任による専決処分の報告  
（歩行者の転倒事故に係る損害賠償額の決定）  
令和2年1月分例月出納検査の結果について  
令和2年2月分例月出納検査の結果について  
令和元年度財政援助団体等監査の結果について  
令和元年度工事監査の結果について
- (3) 議会運営委員の選任
- (4) 請願の処理

◎世田谷区告示第375号  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に係る事務を東京都に委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により別紙のとおり告示する。  
 令和2年5月11日  
 世田谷区長 保坂展人  
 別紙省略

◎世田谷区告示第376号  
 車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の

手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。  
この関係図面は、令和2年5月11日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名  
特別区道
- 2 指定区間  
世田谷区宇奈根一丁目25番先から  
世田谷区宇奈根一丁目14番先まで
- 3 指定年月日  
令和2年5月11日

◎世田谷区告示第377号

令和2年5月13日招集の令和2年第1回世田谷区議会臨時会の案件を、下記のとおり追加する。

令和2年5月12日

世田谷区長 保坂展人  
記

案 件

- 1 議 案  
令和2年度世田谷区一般会計補正予算(第1次)
- 2 専 決  
専決処分承認  
(世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例)

◎世田谷区告示第378号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和2年5月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
ライブリーデイ  
中銀小田原
- 2 事業所の所在地  
神奈川県小田原市久野455番地1
- 3 事業者の名称  
中銀インテグレーション株式会社
- 4 廃止届受理年月日  
令和2年4月24日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第379号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和2年5月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
デイサービスまごころの家土浦上高津
- 2 事業所の所在地  
茨城県土浦市上高津新町10番地52

- 3 事業者の名称  
コンテック株式会社
- 4 廃止届受理年月日  
令和2年4月24日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第380号

次の世田谷区立区民集会所は、令和2年10月1日から令和2年12月13日までの期間その供用を中止する。

令和2年5月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名 称  
世田谷区立中町区民集会所
- 2 位 置  
東京都世田谷区中町四丁目15番6号

◎世田谷区告示第381号

令和2年5月13日招集の令和2年第1回世田谷区議会臨時会の案件を、下記のとおり追加する。

令和2年5月18日

世田谷区長 保坂展人  
記

案 件

- 1 請願の付託
- 2 議席の一部変更

◎世田谷区告示第382号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年5月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区三軒茶屋二丁目256番9の内
- 3 変更の区域  
延長 0.06メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年5月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区三軒茶屋二丁目256番9の内から256番32の内まで
- 3 変更の区域  
延長 7.32メートル  
幅員 0.18メートル

- 面積 1.35平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年5月19日

◎世田谷区告示第384号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年5月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区駒沢二丁目69番3の内
- 3 変更の区域  
延長 10.61メートル  
幅員 0.24メートルから  
0.26メートルまで  
面積 2.69平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年5月19日

◎世田谷区告示第385号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和2年5月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号  
第2842号
- 2 指定取消年月日  
令和2年5月18日
- 3 指定取消の位置  
世田谷区桜丘二丁目2929番1の一部及び2929番6の一部
- 4 道路の幅員  
4.00メートル
- 5 道路の延長  
19.08メートル
- 6 申請者氏名  
東京都住宅供給公社  
理事長 中井 敬三

◎世田谷区告示第386号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和2年5月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
居宅介護支援センターさくら
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区新町二丁目6番6号
- 3 事業者の名称  
医療法人社団健身会
- 4 指定年月日  
令和2年6月1日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎世田谷区告示第387号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、

同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和2年5月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 デイサービスあいわ
- 2 事業所の所在地 大阪府貝塚市堤425番地1
- 3 事業者の名称 株式会社愛和
- 4 廃止届受理年月日 令和2年4月17日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第388号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和2年5月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 グッドライフケア24
- 2 事業所の所在地 東京都港区東麻布一丁目7番3号2階
- 3 事業者の名称 株式会社グッドライフケア東京
- 4 廃止届受理年月日 令和2年4月17日
- 5 サービスの種類 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

◎世田谷区告示第389号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 45-27
- 2 変更の区間 世田谷区瀬田五丁目165番25
- 3 変更の区域
  - 延長 7.07メートル
  - 幅員 1.00メートル
  - 面積 7.07平方メートル

◎世田谷区告示第390号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 47-6
- 2 変更の区間 世田谷区桜上水二丁目626番23か

ら626番25まで

- 3 変更の区域
  - 延長 4.33メートル
  - 幅員 1.00メートル
  - 面積 5.28平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年5月20日

◎世田谷区告示第391号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和2年5月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 グリーンハウスガンジー成城
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区成城七丁目16番8号
- 3 事業者の名称 ガンジー株式会社
- 4 廃止届受理年月日 令和2年4月24日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第392号

令和2年5月19日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和2年5月20日

世田谷区長 保坂展人

令和2年度世田谷区一般会計補正予算(第1次)別添省略

◎世田谷区告示第393号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
  - (1) 28-1
  - (2) 28-1
- 2 変更の区間
  - (1) 世田谷区船橋三丁目222番38の内
  - (2) 世田谷区船橋三丁目222番37の内から222番36の内まで
- 3 変更の区域
  - (1) 延長 8.13メートル
  - 幅員 0.00メートルから0.55メートルまで
  - 面積 2.27平方メートル
  - (2) 延長 5.14メートル
  - 幅員 0.00メートルから0.46メートルまで
  - 面積 1.35平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年5月21日

◎世田谷区告示第394号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区代田一丁目359番8の内
- 3 変更の区域
  - 延長 6.81メートル
  - 幅員 0.18メートル
  - 面積 1.24平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年5月21日

◎世田谷区告示第395号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 22-G173
- 2 変更の区間 世田谷区宮坂二丁目2253番26の内から2253番27の内まで
- 3 変更の区域
  - 延長 13.05メートル
  - 幅員 0.11メートルから0.16メートルまで
  - 面積 1.70平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年5月21日

◎世田谷区告示第396号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
  - (1) 28-1
  - (2) 28-1
- 2 変更の区間
  - (1) 世田谷区上馬五丁目116番4の内
  - (2) 世田谷区上馬五丁目116番4の内
- 3 変更の区域
  - (1) 延長 14.48メートル
  - 幅員 0.02メートルから0.19メートルまで
  - 面積 1.01平方メートル
  - (2) 延長 19.74メートル
  - 幅員 0.66メートルから

<p>0.91メートルまで 面積 16.17平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年5月21日</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第397号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年5月21日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区北沢三丁目573番33の内から573番38の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 17.80メートル 幅員 0.89メートルから1.04メートルまで 面積 17.20平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年5月21日</p>	<p>幅員 0.55メートルから0.60メートルまで 面積 10.11平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年5月21日</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第400号</b> 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年5月21日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 21-D116-03</p> <p>2 変更の区間 世田谷区松原四丁目1064番9の内</p> <p>3 変更の区域 延長 6.21メートル 幅員 0.55メートルから0.66メートルまで 面積 3.67平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年5月21日</p>	<p>幅員 0.17メートルから0.20メートルまで 面積 2.35平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年5月21日</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第403号</b> 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和2年5月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年5月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 41-G035</p> <p>2 一部を廃止する起終点 (旧) 世田谷区北烏山四丁目1435番2地先無番から1434番4地先無番まで (新) 世田谷区北烏山四丁目1430番11地先無番から1433番2地先無番まで</p> <p>3 廃止の期日 令和2年5月25日</p>
<p><b>◎世田谷区告示第398号</b> 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年5月21日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 11-D213-04</p> <p>2 変更の区間 世田谷区北沢三丁目573番38の内から573番39まで</p> <p>3 変更の区域 延長 9.78メートル 幅員 0.48メートルから0.68メートルまで 面積 5.58平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年5月21日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第401号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年5月21日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代田一丁目382番2から382番17まで</p> <p>3 変更の区域 延長 21.91メートル 幅員 0.13メートルから0.17メートルまで 面積 3.42平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年5月21日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第404号</b> 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。 この関係図面は、令和2年5月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年5月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 41-G035-01</p> <p>2 指定する起終点 世田谷区北烏山四丁目1434番4地先無番</p> <p>3 用途 区管理道路</p>
<p><b>◎世田谷区告示第399号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年5月21日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代田三丁目731番25から31番23まで</p> <p>3 変更の区域 延長 17.49メートル</p>	<p><b>◎世田谷区告示第402号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年5月21日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区深沢七丁目145番37の内から145番38まで</p> <p>3 変更の区域 延長 12.61メートル</p>	<p><b>◎世田谷区告示第405号</b> 令和2年4月21日世田谷区告示第354号の一部を次のように訂正する。 令和2年5月25日 世田谷区長 保坂展人 告示中「アームケアプラン」を「ホームアレーケアプラン」に訂正する。</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第406号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年5月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間</p>

世田谷区新町二丁目370番2の内  
 3 変更の区域  
 延長 26.91メートル  
 幅員 0.00メートルから  
 0.55メートルまで  
 面積 8.95平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年5月27日

◎世田谷区告示第407号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年5月27日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 指定番号  
 21-G151  
 2 変更の区間  
 世田谷区松原二丁目713番6の内  
 3 変更の区域  
 延長 10.85メートル  
 幅員 0.16メートルから  
 0.18メートルまで  
 面積 1.83平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年5月27日

◎世田谷区告示第408号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年5月27日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 28-1  
 2 変更の区間  
 世田谷区砧六丁目267番10の内  
 3 変更の区域  
 延長 0.90メートル  
 幅員 2.74メートル  
 面積 2.43平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年5月27日

◎世田谷区告示第409号  
 車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。  
 この関係図面は、令和2年5月27日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年5月27日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 路線名  
 特別区道  
 2 指定区間

世田谷区給田四丁目5番先から世田谷区北烏山九丁目4番先まで  
 3 指定年月日  
 令和2年5月27日

◎世田谷区告示第410号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年5月27日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 (1) 32-21  
 (2) 55-1  
 2 変更の区間  
 (1) 世田谷区松原四丁目1055番4の内  
 (2) 世田谷区松原四丁目1053番5の内から1055番4の内まで  
 3 変更の区域  
 (1) 延長 11.87メートル  
 幅員 0.001メートルから  
 0.005メートルまで  
 面積 1.21平方メートル  
 (2) 延長 17.49メートル  
 幅員 0.03メートルから  
 0.17メートルまで  
 面積 1.76平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年5月27日

◎世田谷区告示第411号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。  
 この関係図面は、令和2年5月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年5月28日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 指定番号  
 21-G200  
 2 一部を廃止する起終点  
 (旧) 世田谷区松原五丁目431番1地先無番から431番2地先無番まで  
 (新) 世田谷区松原五丁目431番1地先無番  
 3 廃止の期日  
 令和2年5月28日

◎世田谷区告示第412号  
 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する地域型保育を行う事業者の確認をしたので、同法第53条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。  
 令和2年5月28日  
 世田谷区長 保坂展人  
 別紙省略

◎世田谷区告示第413号  
 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規

定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。  
 令和2年5月28日  
 世田谷区長 保坂展人  
 別紙省略

◎世田谷区告示第414号  
 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。  
 令和2年5月28日  
 世田谷区長 保坂展人  
 別紙省略

◎世田谷区告示第415号  
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。  
 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
 令和2年5月28日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 指定番号 第2843号  
 2 指定年月日 令和2年5月27日  
 3 指定の位置 世田谷区中町二丁目20番8、12、53の一部  
 4 道路の幅員 4.00メートル  
 5 道路の延長 30.90メートル  
 6 申請者氏名 粕谷 智

◎世田谷区告示第416号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年5月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年5月28日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 36-5  
 2 変更の区間  
 世田谷区祖師谷四丁目1036番21の内から1036番41の内まで  
 3 変更の区域  
 延長 16.64メートル  
 幅員 0.00メートルから  
 0.20メートルまで  
 面積 2.18平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年5月28日

◎世田谷区告示第417号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年5月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年5月28日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 28-1  
 2 変更の区間  
 世田谷区祖師谷三丁目522番37の



内  
3 変更の区域  
延長 8.48メートル  
幅員 0.03メートルから  
0.08メートルまで  
面積 0.52平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和2年5月28日

◎世田谷区告示第418号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年5月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年5月28日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区赤堤一丁目145番12の内  
3 変更の区域  
延長 3.95メートル  
幅員 0.29メートルから  
0.32メートルまで  
面積 1.27平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和2年5月28日

◎世田谷区告示第419号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年5月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年5月28日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区北沢五丁目695番3の内  
3 変更の区域  
延長 10.69メートル  
幅員 0.63メートルから  
0.64メートルまで  
面積 6.79平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和2年5月28日

◎世田谷区告示第420号  
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。  
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
令和2年5月29日  
世田谷区長 保坂展人  
1 指定取消番号 第2845号  
2 指定取消年月日 令和2年5月28日  
3 指定取消の位置 世田谷区太子堂二丁目368番4の一部及び368番16の一部  
4 道路の幅員 4.00メートル

5 道路の延長 12.60メートル  
6 申請者氏名 岩田 眞一

**公 告**

◎世田谷区公告第34号  
開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和2年5月25日  
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区松原五丁目431番2の一部	東京都世田谷区赤堤一丁目14番5号 國分 裕之

◎世田谷区公告第35号  
開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
選挙事務補助	日額	3,794円	758円	4,552円

備考 地域手当に相当する報酬とは、条例第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

**告 示 (農)**

◎世田谷区農業委員会告示第5号  
農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第34回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。  
令和2年5月18日  
世田谷区農業委員会会長 高橋昌規  
1 開催日時 令和2年5月22日(金) 午後3時  
2 開催場所 世田谷区役所第2庁舎大会議室  
3 審議事項  
(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について  
(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について  
(3) 第3号議案 その他の事項について

令和2年5月25日  
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区大原一丁目1268番9 1268番10 1268番46 1269番3	東京都世田谷区大原一丁目60番9号 武市 通孝

**告 示 (選)**

◎世田谷区選挙管理委員会告示第6号  
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第21号。以下「条例」という。)第3条から第5条までの規定に基づき、会計年度任用職員(条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。)の報酬の額を次のように定めた。  
令和2年5月15日  
世田谷区選挙管理委員会

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--